

(不在時の請求について)

(ご家族からの質問)

夫が胃ろうの状態です。有料老人ホームに入居し2ヵ月後に病院へ入院することになった。入院期間が長くなったことから、ホームを退去することになった。もともと胃ろうで入居したため、食事サービスを利用していないにもかかわらず、不在時も含め厨房維持管理費を請求される事については納得ができない。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

ホームにおける厨房維持管理費は、ホーム共用部分の維持管理費と同様で、喫食の利用有無にかかわらず、入居者全員が食事サービスを利用することを想定し、人件費や運営維持費等として定額を課しています。相談者の場合は、胃ろうのため症状回復、摂食再開は難しいと思われませんが、病状によっては一時的に摂食不可であっても、病状の回復に伴い食事サービスの利用を再開するケースもあるため、契約書に規定されていれば、当該施設のように厨房維持管理費につき食事サービスの利用有無にかかわらず毎月定額を支払う方法も運営上認められます。なお、不在時における費用の取扱いについては、重要事項説明書や契約書等に規定されておりますので、ご確認ください。

～入居を検討している方へ～

《トラブル回避のためのチェックポイント》

・入居契約書・管理規程・重要事項説明書で、食費や管理費の使途や「入院等による不在時における利用料金の取扱い」を確認しましょう。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

喫食していない分の食費の取り扱いについては、有料老人ホーム設置運営標準指導指針第11項「利用料等」(1)三「介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価(以下「サービス費用」という。)」イの規定に注意が必要です。また、重要事項説明書では、6「利用料金」(利用料金の支払い方法)に「入院等による不在時における利用料金(月払い)の取扱い」欄があるため、減額を行うのであれば何の費用について減額するのか規定すれば誤解は避けられます。また、入居契約書や管理規程にて厨房維持管理費を明示し、使途や不在時の取扱い等について示すことが適切です。厨房維持管理費を食費ではなく、管理費に含んで請求することも可能です。

有料老人ホーム設置運営標準指導指針(老発 0401 第 14 号令和3年4月1日)

11 利用料等

(1) 三

イ 入居者に対するサービスに必要な費用の額(食費、介護費用その他の運営費等)を基礎とする適切な額とすること。